

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

令和6年2月28日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (神奈川) (受) 第 2300302 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (神奈川) (厚) 第 2300049 号

第1 結論

請求者のA社 (現在は、B社) における平成 25 年 4 月 26 日の標準賞与額を 150 万円に訂正することが必要である。

平成 25 年 4 月 26 日の標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 25 年 4 月 26 日

請求期間において、A社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を控除されていたが、厚生年金保険の記録では、当該期間の標準賞与額に係る記録がない。

調査の上、請求期間の標準賞与額に係る記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された預金通帳 (写) 及び平成 25 年分給与所得の源泉徴収票 (写)、B社の事業主から提出された請求者の請求期間に係る賞与明細書並びに事業主の回答により、請求者は、当該期間にA社から 160 万円の賞与の支払を受けていたことが認められるものの、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていないことが確認できる。

以上のことから、請求期間について、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律による記録の訂正は認められないものの、請求者のA社における当該期間の標準賞与額を、厚生年金保険法第 24 条の 4 第 1 項で定める標準賞与額の上限額である 150 万円に訂正することが必要である。

なお、上記訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。